

## 第 1 回検討会における御意見の概要及び対応案について

1 出所までの継続的な指導の在り方

## 【第 1 回検討会における御意見の概要】

- ・ 刑期に応じて、いつからどのような形でプログラムを実施していくのかという観点で検討する必要がある。
- ・ 自らに非が必ずしもないといった固執した思考や共感性のなさを解消しない限り謝罪やしよく罪に至らないため、刑の早い時期から長期間にわたって、受刑者個々の心に向き合う指導を実施していく必要がある。
- ・ 受刑者個々の違いがあることを踏まえ、最も効果的と思われる時期に特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R4」という。）や一般改善指導「被害者感情理解指導」（以下「R0」という。）を実施する、ゲストスピーカーを招へいするといったことが必要である。

## ⇒【対応案】

- ・ R4の標準プログラムを、オリエンテーション・コア・フォローアップの3部構成とする改訂を行う方向で検討する。
- ・ L指標施設において、オリエンテーション・プログラムを早期に実施することを含め、継続的に指導できる運用方法を検討する。
- ・ 刑期を通じて、またR4・R0を問わず継続的に利活用可能な新たな視聴覚教材を整備する。
- ・ 今後、定期的にR0を実施している施設の指導内容・方法例を全国の刑事施設に共有し、年に最低1回はR0を行うことを検討するよう連絡する。

2 謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導の在り方

## 【第 1 回検討会における御意見の概要】

- ・ 捜査、裁判の過程で自分は悪くないといった考えが固まってしまっているような者に対しては、受刑生活開始後、更生に向けて考えを切り替えられるような方策が必要なのではないか。例えば、少なくとも人の命を奪ってしまったという事実に対する責任に焦点を当てた指導などが可能なのではないか。
- ・ 被害者遺族としては謝罪の前に自分のやったことを認めてほしい。そもそも謝罪して済むようなことではないにもかかわらず、自分のせいではない等の主張や弁解をするのを目の当たりにするだけで、被害者遺族はどれほどダメージを受けるかを、刑事施設の方にも理解していただき、遺族の心情、気持ちを汲んだ指導をしていただきたい。
- ・ 今のプログラムは良くできているが、被害者の置かれている状況等について知

識レベルでの理解にとどまり、その知識と自らの事件がリンクしていない者も多いと思われる。知識の付与にとどまらず、自らの事件と向き合わせるための工夫が必要である。

- ・ 指導する側が、受刑者の情報のみならず、被害者の置かれている状況等に関する情報も把握した上で指導しないと、一般論として指導を進めるだけでは効果が出ないのではないか。
- ・ 今後、刑の執行段階における被害者の意見聴取制度等が創設される可能性があることを想定し、このプログラムをどうリンクさせるかといった観点を意識する必要もあるのではないか。
- ・ カリキュラムは知識レベルで構わないと思われるが、償いということを考えるのであれば個別指導を軸とする必要があるのではないか。
- ・ 受刑者の中には自らの考えなどを表現することが困難な者もあり、相手に本心が伝わりにくいということもあるので、自らの考えなどを適切に表現できるような指導を行う必要があるのではないか。
- ・ 被害者感情は複雑であり、感情の整理ができない中で矯正施設における教育に関わっている被害者や被害者遺族の方も多くいることを理解してほしい。
- ・ 被害者感情を癒やしてくれるような、被害者に響くような指導を実施してほしい。
- ・ 受刑者が反省し、被害者に手紙を出すなどのしよく罪のための具体的行為を行いたいと思った場合、かつての刑事裁判時の弁護士ではなく、被害者支援がきちんとできる弁護士の役割が大事ではないか。
- ・ 例えば、各都道府県弁護士会の協力を得つつ、被害者の方々の状況と受刑者の状況との橋渡しができる弁護士を刑事施設ごとに配置し、修復的司法のファシリテーターのような役割を担わせるなどして、被害者の方々の状況、謝罪等を本当に受け入れられる状況にあるのか等を見ながら、謝罪をしっかりと促していくような方策が考えられる。
- ・ 今後、保護観察における生活行動指針に具体的な謝罪や損害賠償の計画を立てさせるといった運用が開始された場合を想定し、刑事施設の中での指導の結果、謝罪や被害弁償についての意識が高まり、仮釈放となった場合、保護観察へいかにつなげていくかといった観点も意識していく必要がある。

#### ⇒【対応案】

- ・ R4の標準プログラムを、オリエンテーション・コア・フォローアップの3部構成とする改訂を行い、オリエンテーションにおいて、受刑に対する気持ちを整理し、犯した罪や被害者及びその遺族等に向き合う心構えを作るための指導が行えるようにする方向で検討する。
- ・ R4及びR0において活用できる視聴覚教材及びR4指導者用の執務参考

資料を新たに作成し、それらにおいて、具体的な謝罪や被害弁償等の好事例を紹介するとともに、単なる知識の付与にとどまらず、受刑者に具体的に考えさせる事例やインタビューを盛り込む。

なお、執務参考資料には、上記のほか、職員が指導上苦慮している事項（事件に対して拒否的・他罰的な受け止めをしている受刑者の内省を深める方法、被害者から謝罪や被害弁償を拒絶されている場合への対応方法等も盛り込むようにする。

- ・ 今後、被害者等の状況に関する必要情報を入手するとともに、それらの情報に基づき、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を充実させるための方策について検討する。

### 3 R 4の効果検証の在り方

#### 【第1回検討会における御意見の概要】

- ・ R 4の効果検証の在り方について、効果をどうやって見るのか、何を効果とするのかという意識をもって考えていく必要がある。
- ・ 矯正処遇又はR 4が総合的な再犯防止という点で効果があるのかといったことも検討課題になり得るのではないかと。

#### ⇒【対応案】

- ・ 効果検証は、内面の変化（例：動的风险の低下等）及び行動の変化（例：謝罪、被害弁償等のしよく罪に向けた具体的な行動の有無等）を示す方向で検討する。
- ・ 再犯防止施策としてのR 4の効果検証を行う観点から、R 4受講者の再犯率（再入率）の示し方等についても検討する。

### 4 その他

#### 【第1回検討会における御意見の概要】

- ・ 刑事施設の職員が、被害者等の声に直接耳を傾け、被害者等の置かれた状況や心情を理解する機会を設けてほしい。
- ・ 被害者感情は複雑であり、感情の整理ができない中で矯正施設における教育に関わっている被害者や被害者遺族の方も多くいることを理解してほしい。（再掲）
- ・ 被害者感情を癒やしてくれるような、被害者に響くような指導を実施してほしい。（再掲）

#### ⇒【対応案】

- ・ 刑事施設の職員に対する研修（集合研修／自庁研修）の在り方について検討する。